

別表（第5条関係）

支給対象者	訓練のための経費(月額)		通所のための経費(月額)
	訓練を利用した 日が15日以上 の場合	訓練を利用した 日が15日未 満の場合	
(1) 自立訓練事業のうち、機能訓練を受けている者であって、地域生活を営む上で身体機能の維持、回復等の支援が必要な者 (2) 旧指定視覚障害者更生施設に入所している者(あんま科、はり科又はきゅう科)	14,800 円	7,400 円	280 円に訓練のために通所した日数を乗じて得た額と支給対象者の当該月における通所のための実支出額とを比較して少ない方の額
(3) 自立訓練事業を利用している者(第1号に該当する者を除く。) (4) 旧指定肢体不自由者更生施設に入所し、又は通所している者 (5) 旧指定視覚障害者更生施設に入所し、又は通所している者(第2号に該当する者を除く。) (6) 旧指定聴覚・言語障害者更生施設に入所し、又は通所している者 (7) 旧指定内部障害者更生施設に入所し、又は通所している者	6,300 円	3,150 円	
(8) 就労移行支援事業を利用している者 (9) 旧指定特定身体障害者授産施設に入所し、又は通所している者 (10) 旧指定特定身体障害者通所授産施設に入所し、又は通所している者	3,150 円	1,600 円	